

木材加工設備等リース導入支援実施要領

平成 20 年 3 月 31 日付け 19 林政経第 294 号 林野庁長官通知
一部改正：平成 20 年 10 月 16 日付け 20 林政経第 201 号
一部改正：平成 22 年 3 月 31 日付け 21 林政経第 299 号
一部改正：平成 23 年 4 月 1 日付け 22 林政経第 227 号
一部改正：平成 24 年 4 月 6 日付け 23 林政経第 370 号
一部改正：平成 25 年 2 月 26 日付け 24 林政経第 247 号
一部改正：平成 26 年 4 月 1 日付け 25 林政経第 390 号
一部改正：平成 27 年 4 月 1 日付け 26 林政経第 274 号
一部改正：平成 27 年 12 月 10 日付け 27 林政経第 235 号
一部改正：平成 28 年 4 月 1 日付け 27 林政経第 342 号
一部改正：平成 29 年 4 月 1 日付け 28 林政経第 334 号
一部改正：平成 30 年 4 月 1 日付け 29 林政産第 129 号
一部改正：平成 31 年 4 月 1 日付け 30 林政産第 145 号
一部改正：令和 2 年 4 月 1 日付け 元林政産第 121 号
一部改正：令和 3 年 4 月 1 日付け 2 林政産第 169 号
一部改正：令和 4 年 4 月 1 日付け 3 林政産第 147 号
一部改正：令和 5 年 3 月 30 日付け 4 林政産第 135 号
一部改正：令和 6 年 3 月 28 日付け 5 林政産第 139 号
最終改正：令和 7 年 3 月 31 日付け 6 林政産第 143 号

第 1 事業の種類

森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 林政政第 893 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）の別表 1 のⅢの 1 の（4）の①に基づく木材加工設備等リース導入支援（以下「本事業」という。）の実施については、交付要綱に定める事項のほか、この要領に定めるところによるものとする。

第 2 事業内容

本事業の事業内容については、次のとおりとする。

(1) 助成の対象

補助事業者は、(2)に定める要件を全て満たす場合において、当該リース契約に係るリース料の一部について助成を行う。

(2) 種目別要件

ア 助成対象者

助成対象者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(ア) 別記に定める木材関連事業者等の組織する団体であるか、又は当該団体に所属していること。

(イ) 製材業、合板製造業、木材チップ製造業、集成材製造業、建築用木製組立材料製造業、木材卸売業、木材販売業及び木造建築工事業を営む者であること。

ただし、助成対象がウの(ウ)に掲げる設備の場合は、当該事業場における年間木材取扱量（製材品）が 1,000 m³以上の者又は(5)のウの(ア)により意見を求め、都道府県知事が事業計画を適切であると認めた者に限る。

(ウ) 少なくともリース契約期間中は事業活動を継続することが確実であって、かつ、規約等により適正な事業運営が行われると認められる者であること。

イ 事業実施計画

借受者は、地域材の供給力の増大と品質の安定・向上を図るための計画を有し、当該計画を達成することが確実と認められること。また、加工施設を導入する場合、品質・性能の確かな木材製品を供給する観点から、J A S 認定取得に努めることとする。

ウ 対象機械の範囲

リース物件が、次のいずれかに該当し、借受者の事業場に導入すること。

- (ア) 木材品質測定機（グレーディングマシン、含水率計）
- (イ) マーキング装置
- (ウ) 集成材製造設備
- (エ) モルダ
- (オ) 大型木材乾燥設備
- (カ) C A D
- (キ) C A M
- (ク) 自動製品選別装置
- (ケ) 高性能製材設備
- (コ) 原木自動仕分機
- (サ) 木材自動包装結束装置
- (シ) 焼却炉
- (ス) 木屑焚ボイラー
- (セ) 木質バイオマス発電施設
- (ソ) 木質ペレット製造設備
- (タ) 単板製造設備
- (チ) 木材チップ製造設備
- (ツ) 燃油使用の低減に資する電動・ハイブリッド動力源機器（電動フォークリフト、ハイブリッド重機・トラック等）
- (テ) その他地域材の供給力の増大と品質の安定・向上を図るために必要なものであると審査委員会が認めるもの

エ リース物件の条件等

- (ア) リース物件は、リース会社が、当該物件の製造又は販売業者等から新たに購入するものであること。
- (イ) リース物件の引き渡しが、リース料助成申請書の提出年度の3月31日までであること。

オ リース契約の条件

リース契約の内容が、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

- (ア) リース期間が、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省

令第 15 号) に定める耐用年数の 70%以上 (1 年未満の端数は切り捨てる。) で耐用年数以内であること。

(イ) リース料の水準その他リース条件が妥当なものであり、(ア) のリース期間満了後のリース物件は、再リース、リース会社への返還又は廃棄されるものであること。

(ウ) リース契約については、契約日が助成の決定以降であり、かつ、当該年度の 3 月 31 日以前に締結したものであること。

(3) 審査委員会の設置

ア 補助事業者は、リース料の助成の審査を行うに当たり、審査委員会を設置するものとする。

イ 審査委員会の構成及び運営等は、次のとおりとする。

(ア) 審査委員会は、委員長一名及び委員若干名で構成するものとする。

(イ) 補助事業者の長は、木材乾燥、CAD/CAM、製材機械、木工機械、集成材製造施設等やリース事業について知見を有する学識経験者、財務関係の専門的知識を有する者及び関係団体のうちから、委員を委嘱するものとする。

(ウ) 補助事業者の長は、(イ) の委員の委嘱を行う場合には、あらかじめ林野庁長官に協議するものとする。

(エ) 補助事業者の長は、審査委員会の委員の中から審査委員会の委員長を指名するものとする。

(オ) 委員長は、審査委員会を主宰するものとする。

(カ) 審査委員会の運営事務は、補助事業者が行うものとする。

(4) 交付規程

補助事業者は、本事業を実施するに当たり、リース料の助成に関する規程 (以下「交付規程」という。) を作成し、林野庁長官の承認を受けるものとする。

(5) 助成の申請

ア 借受者は、交付規程に定めるところにより、事業計画書を添付したリース料助成申請書を提出するものとする。

イ リース物件が(2)のウの(ケ)の高性能製材設備である場合は、借受者はリース料助成申請書に別記様式第 1 号の地域木材団体による当該設備の導入についての意見書を添付するものとする。

ウ リース物件が(2)のウの(オ)の大型木材乾燥設備であって、次に掲げる場合に該当するときは、当該各号に掲げるとおりに対応するものとする。

(ア) 大型木材乾燥設備を導入する事業場の年間木材取扱量(製材品)が 1,000 m³以下である場合は、借受者は地域木材団体を経由して都道府県知事に対し、別記様式第 2 号により意見を求め、その意見書をリース料助成申請書に添付するものとする。

(イ) 交付規程に基づき乾燥材生産計画を作成し、地域木材団体を経由して都道府県知事に意見を求める場合は、別記様式第 3 号により意見を求め、その意見書をリース料助成申請書に添付するものとする。

エ 都道府県知事は、ウの(ア)またはウの(イ)により意見を求められた場合、次の事項に関して意見を述べるものとする。

この場合の様式は、ウの(ア)については別記様式第4号、ウの(イ)については別記様式第5号によるものとする。

(ア) ウの(ア)の場合

借受者が、地域材の供給力の増大と品質の安定・向上を推進できる要件を満たしている適切な理由が認められること。

(イ) ウの(イ)の場合

a リース契約期間の最終年において当該工場における製品生産量のうち 1/2 以上は乾燥された製品を生産する計画を立て、それが確実に実行できると認められること。ただし、生産する製品が構造材である場合は、全て乾燥材を生産する計画であること。

b 「都道府県林業・木材産業構造改革プログラム作成要領の制定について」(平成 14 年 2 月 26 日付け 13 林政経第 116 号林野庁長官通知)により都道府県知事が作成する都道府県林業・木材産業構造改革プログラム(以下「構造改革プログラム」という。)等に基づき、借受者が作成した乾燥材生産計画が適当であると認められること。

オ 借受者は、我が国の法令に適合して伐採された樹木を材料としていることを証明する方法が確立されていること又は確立することが確実であることが分かる資料を添付すること。

カ 借受者は、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範：木材産業)事業者向け(令和 3 年 2 月 26 日付け 2 林政産第 168 号林野庁長官通知)」を踏まえて作業安全に関する取組を行うものとし、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範：木材産業)事業者向けチェックシート」を記入の上、助成金の申請に当たり補助事業者へ提出するものとする。ただし、過去 1 年間に他の事業においてチェックシートを提出している場合は、その写しの提出をもって、これに代えることができる。

(6) 助成の決定

補助事業者は、借受者より、(5)により助成の申請があったときは、審査委員会の審査を経て、リース料の助成を決定(以下「助成決定」という。)するものとする。

(7) リース事業者等の決定

助成決定後に借受者は、リース事業者にリース物件を納入する事業者を、原則として一般競争入札により選定した上で、リース契約を締結するリース事業者及びリース料を決定するものとする。

(8) 助成決定前の事業着手

地域の実情に応じた事業の効果的な実施を図る上で緊急、かつ、やむを得ない事情があり、助成決定前に事業に着手する場合にあっては、借受者は、あらかじめ、補助事業者の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した助成決定前着手届を、交付規程で定める様式により、補助事業者に提出するものとする。補助事業者は、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

なお、助成決定前に事業に着手する場合にあっても、借受者は、事業の内容が的確となり、かつ、助成決定が確実となった後に着手するものとし、助成決定を受けるまでに生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

また、助成決定前に着手した場合、借受者は、リース料助成金交付申請書の備考欄に着手年月日及び助成決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

(9) リース料の助成金の額

リース料の助成金の額は助成決定された助成対象機械設備ごとに、次に掲げる算式により計算し、それぞれ千円未満は切り捨てた額とする。なお、算式中のリース物件価格は消費税を除く額とし、リース期間は、借受者がリース物件を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数を 365 で除した数値の小数第 3 位の数字を四捨五入して小数第 2 位で表した数値とする。

リース料助成額＝リース物件価格×（リース期間／法定耐用年数）× 1 /10 以内

(10) 助成金の支払い

ア 補助事業者は、リース契約に基づきリース物件が借受者に導入され、借受者から助成金の請求があった場合には、借受証の写し並びにリース物件の購入価格及びリース料を支払ったことを証明する書類等により請求内容を確認の上、遅滞なく借受者にリース料助成金を支払うものとする。ただし、借受者がリース料助成金の支払先としてリース事業者を指定した場合にあっては、当該リース事業者に支払うことができるものとし、その他、助成金の支払い等については、交付規程に基づき行うものとする。

イ リース物件が(2)のウの(ツ)の燃油使用量の低減に資する電動・ハイブリッド動力源機器である場合は、借受者は運転者名、運転の開始及び終了の日時、運転した経路及び距離、使用目的その他の運転の状況を把握するために必要な事項を運転者に記録させ、備え付けること。また、借受者は助成金の請求に当たり、補助事業者に対しこれらの記録を提出するものとする。

(11) 普及推進

本事業の普及のため、説明会等の開催、手続きの解説等の作成・配布、インターネットによる情報提供、窓口の設置等による個別相談への対応、品質・性能が確かな木材製品を低コストで安定的に供給できる体制の調査等を行うものとする。

(12) 調査

ア 補助事業者は、リース料の助成に関し必要と認めるときは、関係する事業場等につき実態調査を行うことができる。

イ 借受者は、正当な理由がなく、アの調査を拒んではならない。

(13) 都道府県との連携

補助事業者は、地域木材団体を經由する等により、構造改革プログラム等の計画の達成、地域の原木安定供給対策との連携等に資するため、助成決定をした借受者の事業計画の概要を都道府県知事に提出するものとする。

(14) 助成の中止及び返還

補助事業者は、借受者が次に掲げる事由のいずれかに該当する場合であって、正当な事由がなく、かつ、改善の見込みがないと認めるときは、交付規程に定めると

ころにより、助成額の交付を停止する。また、平成 28 年度から令和 6 年度までの期間にリース契約を締結し、木材加工設備等リース導入支援実施要領の改正について（令和 7 年 3 月 31 日付け 6 林政産第 143 号林野庁長官通知）による改正前の木材加工設備等リース導入支援実施要領に基づく助成金の交付を既に受けている場合、その助成額の全部又は一部について、借受者から返還させることができるものとする。

ア リース契約を解約・解除したとき。

イ 借受者が事業を中止したとき。

ウ リース物件が消滅、消失したとき。

エ (5)のアに定める事業計画の達成が著しく困難であるとき。ただし、自然災害の発生、社会的・経済的事情の著しい変化等借受者の責に帰することのできない場合を除く。

オ (6)の助成決定以前にリース物件の引渡しを受けたとき。

カ 交付規程に基づく届出を怠り、若しくは補助事業者による調査を拒み、又は補助事業者に提出した書類に虚偽の事実を記載したとき。

第 3 事業計画

事業計画の重要な変更は、交付要綱別表 1 の「重要な変更」欄に掲げる事項に該当する場合とし、交付要綱第 11 に定める変更等承認申請書を提出するものとする。

第 4 国の助成措置

補助の対象となる経費は、本事業を実施するために直接かつ追加的に必要な経費のうち別表 1 に掲げる経費とし、通常の団体運営に伴って発生する事務所の賃借料等の経費は含まないものとする。なお具体的な経費の範囲及び算定方法は、別表 2 のとおりとする。

第 5 報告等

林野庁長官の定める報告については、次のとおりとする。

- (1) 交付要綱第 16 第 1 項に定める実績報告書の提出に当たって、林野庁長官は、本事業の補助対象経費の算定の根拠となる書類を別途指定し、提出を求めることができるものとする。
- (2) 林野庁長官は、本事業の実施状況等について、必要に応じて資料の提出を求めること等ができるものとする。
- (3) 林野庁長官は、報告に際し、補助事業者に対して、山元への利益還元状況を含めた山元との連携状況について聴取することができるものとする。
- (4) 補助事業者は、別記様式第 6 号の環境負荷低減のチェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、交付要綱第 5 の 1 項に規定される交付申請書の添付書類として、林野庁長官に提出することとする。また、交付要綱第 16 に基づく実績報告の際に、別記様式第 6 号の環境負荷低減のチェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施した旨をチェックした上で、林野庁長官に提出するものとする。

- (5) 補助事業者は、助成対象者に対して、別記様式第6号の環境負荷低減のチェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、補助事業者が別に定める期日までに、補助事業者に提出させることとする。また、助成対象者に対して、別記様式第6号の環境負荷低減のチェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施した旨をチェックした上で、補助事業者が別に定める期日までに、補助事業者に提出させるとともに、提出された別記様式第6号を林野庁長官に提出するものとする。
- (6) 国は、(4)及び(5)の規定により別記様式第6号を提出した補助事業者等に対して、実際に環境負荷低減の取組を行ったかどうかについて、確認を行うものとする。

第6 改善措置等

補助事業者は、借受者が交付申請時に提出する事業計画書で設定した目標値の達成状況が低調である場合は、借受者にその原因を調査・分析させるとともに、改善に必要な措置を講じさせ、その結果を報告させることができる。

第7 その他

- (1) 本事業の実施に当たっては、品質・性能確かな木材製品の安定供給を図るために実施される他の補助事業や金融制度、税制と相まって事業効果が高まるように配慮するものとする。
- (2) 委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的であると認められる業務に限り実施するものとする。
- なお、事業そのもの又は事業の根幹をなす業務を委託すると、補助事業の対象要件に該当しなくなることから、委託内容については十分検討することとする。
- (3) 国は、本事業の実施の適正かつ円滑な実施を図るため、補助事業者等に対して必要な指導及び助言を行うことができるものとする。

附則

- 1 補正予算第1号に係る本事業を普及推進するために必要な経費に充てる場合においては、第6の4の規定にかかわらず、リース資金を取り崩すことができる。
- 2 補正予算第1号に係る第2の1(3)の申請は、平成23年3月末までとする。
- 3 補正予算第1号に係るリース資金及び本事業を実施するために必要な経費については、必要な期間内において運用するものとする。

附則（平成25年2月26日24林政経第247号）

この要領は、平成25年2月26日から施行する。

- 2 平成25年2月26日付け24林政経第247号林野庁長官通知による改正前の本要領（次項において「改正前の本要領」という。）に基づき平成24年度に実施されたがんばれ！地域林業サポート事業については、同通知による改正後の本要領（次項において「改正後の本要領」という。）に規定する地域林業・木材産業機械設備リース導入支援事業として実施されたものとみなして、本要領を適用する。
- 3 2の規定により地域林業・木材産業機械設備リース導入支援事業として実施された

ものとみなされる場合において、申請書の提出その他の改正前の本要領に基づき実施された行為については、改正後の本要領に基づき実施されたものとみなす。ただし、第2の1の(3)のアのイのbを除く。

- 4 平成24年度補正予算（第1号）に係る本事業を普及推進するために必要な経費に充てる場合においては、第6の4の規定にかかわらず、リース資金を取り崩すことができる。ただし、平成27年度までに必要となる経費に限る。
- 5 平成24年度補正予算（第1号）に係る第2の1の(4)の申請は、平成28年3月末までとする。
- 6 平成24年度補正予算（第1号）に係るリース資金及び本事業を実施するために必要な経費については、平成27年度まで運用するものとする。ただし、平成27年度に第2の1の(5)により、リース料を助成する場合に限っては、平成27年度に助成金の支払に必要となる経費をリース資金から取り崩すこととする。

附則（平成26年4月1日25林政経第390号）

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附則（平成27年4月1日26林政経第274号）

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附則（平成27年12月10日付け27林政経第235号）

この要領は、平成27年12月10日から施行する。

附則（平成28年4月1日付け27林政経第342号）

この通知は、平成28年4月1日から施行する。

- 2 この通知による改正前の本要領に基づいて平成27年度に実施された事業に係る報告及び調査並びに平成26年度までに実施された事業に係る助成金の支払と支払のために造成しているがんばれ！地域林業サポート資金に係る執行、報告等は、なお従前の例とする。

附則

- 1 この通知は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領に基づいて平成28年度に実施された事業に係る報告及び調査並びに平成26年度までに実施された事業に係る助成金の支払と支払のために造成しているがんばれ！地域林業サポート資金に係る執行、報告等は、なお従前の例による。

附則

- 1 この通知は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領に基づいて平成29年度に実施された事業に係る報告及び調査並びに平成26年度までに実施された事業に係る助成金の支払と支払のために造成しているがんばれ！地域林業サポート資金に係る執行、報告等は、なお従前の例による。

附則

- 1 この通知は、平成31年4月1日から施行する。

- 2 この通知による改正前の本要領に基づいて平成 30 年度に実施された事業に係る報告及び調査並びに平成 26 年度までに実施された事業に係る助成金の支払と支払のために造成しているがんばれ！地域林業サポート資金に係る執行、報告等は、なお従前の例による。

附則

- 1 この通知は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領に基づいて令和元年度に実施された事業に係る報告及び調査並びに平成 26 年度までに実施された事業に係る助成金の支払と支払のために造成しているがんばれ！地域林業サポート資金に係る執行、報告等は、なお従前の例による。

附則

- 1 この通知は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の木材加工流通設備等リース導入支援事業実施要領に基づき実施する事業については、なお従前の例による。

附則

- 1 この通知は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の木材加工設備等リース導入支援実施要領（平成 20 年 3 月 31 日付け 19 林政経第 294 号林野庁長官通知）に基づき実施する事業については、なお従前の例による。
- 3 第 2 の(2)のウの(ツ)の燃油使用量の低減に資する電動・ハイブリッド動力源機器の導入に係る規定については、令和 4 年度にリース契約を締結する事業についてのみ適用する。

附則

- 1 この通知は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の木材加工設備等リース導入支援実施要領（平成 20 年 3 月 31 日付け 19 林政経第 294 号林野庁長官通知）に基づき実施する事業については、なお従前の例による。

附則

- 1 この通知は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の木材加工設備等リース導入支援実施要領（平成 20 年 3 月 31 日付け 19 林政経第 294 号林野庁長官通知）に基づき実施する事業については、なお従前の例による。

附則

- 1 この通知は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の木材加工設備等リース導入支援実施要領（平成 20 年 3 月

31 日付け 19 林政経第 294 号林野庁長官通知) に基づき実施する事業については、
なお従前の例による。

別表 1 （第 4 関係）

事業区分	補助対象経費
木材加工設備等リース導入支援	
(1)助成費	ア リース料助成費
(2) 支援対象選定等事務費	ア 技術者給 イ 賃金 ウ 謝金 エ 旅費 オ 需用費 カ 役務費 キ 委託費 ク 使用料及び賃借料 ケ 備品費

別表 2（第 4 関係）

区分		説明
資金造成費		リース料の助成に必要な経費とする。
技術者給		事業を実施するために追加的に必要となる業務（ソフトのプログラム設計、専門的知識・技術を要する調査等）について、当該事業を実施する事業実施主体が支払う実働に応じた対価とする。 また、技術者給の算定等については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）によるものとする。
賃金		事業を実施するために追加的に必要となる業務（資料整理、補助、事業資料の収集等）について、当該事業を実施する事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価とする。 賃金の単価については、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定する必要がある。
謝金		事業を実施するために追加的に必要となる資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た講師等に対する謝礼に必要な経費とする。 謝金の単価については、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定する必要がある。 なお、事業実施主体に対して謝金を支払うことはできない。
旅費		事業を実施するために追加的に必要となる事業実施主体が行う資料収集、調査、検討会、指導、講師等の派遣、打合せ、普及啓発、委員会の実施等に必要な経費とする。

区分		説明
需用費		事業を実施するために追加的に必要となる消耗品費、印刷製本費等の経費とする。（通常の団体運営に伴って発生する事務所の経費は含まれない。）
	消耗品費	事業を実施するために必要となる文献、書籍、原材料、消耗品、消耗器材、各種事務用品等の調達に必要な経費とする。
	印刷製本費	事業を実施するために必要となる文書、図面、パンフレット等の印刷に必要な経費とする。
役務費		事業を実施するために追加的に必要となる人的サービス等に対して支払う経費であり、通信運搬費、原稿料、翻訳料等とする。
	通信運搬費	事業を実施するために必要となる郵便料、諸物品の運賃の支払等に必要な経費とする。
	原稿料	事業を実施するために必要となる情報をとりまとめた報告書等の執筆者に対して、実働に応じた対価を支払う経費とする。
	翻訳料	事業を実施するために必要となる文献等の翻訳者に対して、実働に応じた対価を支払う経費とする。

区分		説明
委託費		当該事業の補助の目的である事業の一部（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、試験、とりまとめ等）を他の民間団体・企業に委託するために必要な経費とする。 委託料の内訳については、他の補助対象経費の内容に準ずるものとする。
使用料及び賃借料		事業を実施するために追加的に必要となる器具機械、会場、車両等の借上げや物品等の使用に必要な経費とする。（通常の団体運営に伴って発生する事務所の賃借料その他の経費は含まれない。）
備品費		事業を実施するために追加的に必要となる備品等の購入に必要な経費とする。

別記（第2の(2)のア関係）

木材関連事業者等の組織する団体について

第2の(2)のアでいう木材関連事業者等の組織する団体とは、次のとおりとする。

- 1 木材関連事業者が組織する公益社団法人、一般社団法人、特例社団法人、公益財団法人、一般財団法人、特例財団法人
- 2 協業組合、商工組合若しくは事業協同組合であつて木材関連事業者が主たる構成員となっているもの又は当該商工組合が構成員となっている商工組合連合会若しくは当該事業協同組合が構成員となっている協同組合連合会
- 3 都道府県又は市町村と木材関連の企業、団体等との共同の出資により設立された法人（いわゆる第3セクター）
- 4 森林組合又は森林組合連合会
- 5 木材関連事業者が主たる構成員となって組織する団体で、次の要件を具備しており、林野庁長官が適当と認めるもの
 - (1) 事業の実施に必要な執行体制及び責任体制が整備され、又は整備されることが確実にあると見込まれること
 - (2) 事業に関する資金計画が適切であり、かつ、その資金計画に従って事業が実施されることが確実にあると見込まれること
 - (3) 事業を円滑かつ効率的に実施することが可能であること

別記様式第 1 号（第 2 の(5)のイ関係）

番 号
年 月 日

補助事業者の代表者 殿

地域木材団体
代表者名

意見書

木材加工設備等リース導入支援実施要領第 2 の(5)のイの規定に基づき、下記のとおり意見を申し述べます。

記

導入に関する意見

助成申請者の住所、会社名、代表者名	
導入に関する意見	

別記様式第 2 号（第 2 の(5)のウの(ｱ)関係）

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

当申請は適切なものと認められたので申達します
地域木材団体
代表者名
リース助成申請者
住所
氏名

大型木材乾燥設備のリース助成に係る意見照会について

木材加工設備等リース導入支援実施要領第 2 の(5)のウの(ｱ)の規定に基づき、意見書を提出願います。

記

大型木材乾燥設備の機種、規格	
助成対象とする理由等	

別記様式第3号（第2の(5)のウの(イ)関係）

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

当申請は適切なものと認められたので申達します

地域木材団体

代表者名

リース助成申請者

住所

氏名

リース助成のための乾燥材生産計画に係る意見照会について

木材加工設備等リース導入支援実施要領第2の(5)のウの(イ)の規定に基づき、意見書を提出願います。

別記様式第 4 号（第 2 の(5)のエ関係）

番 号
年 月 日

地域木材団体 代表者 殿

都道府県知事

意見書

木材加工設備等リース導入支援実施要領第 2 の(5)のエの規定に基づき、下記の理由により助成対象とする旨の意見を申し述べます。

記

助成申請者の住所、会社名、代表者名	
導入に関する意見	

別記様式第5号（第2の(5)のエ関係）

番 号
年 月 日

地域木材団体 代表者 殿

都道府県知事

意見書

木材加工設備等リース導入支援実施要領第2の(5)のエの規定に基づき、リース助成申請者が作成した乾燥材生産計画に対する意見を申し述べます。

記

助成申請者の住所、会社名、代表者名	
上記助成申請者が作成した計画に対する意見及びその理由	

別記様式第6号（第5関係）

環境負荷低減の取組に関するチェックシート

年 月 日

事業実施主体名 _____

以下の環境負荷低減の取組を実施します。

項目 番号	環境負荷低減に向けた取組	チェック欄		
		申請時		報告時
		実施する	該当なし	実施した
(1) 適正な施肥				
①	※農産物等の調達を行う場合 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討	☐	☐	☐
(2) 適正な防除				
②	※農産物等の調達を行う場合 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討（再掲）	☐	☐	☐
(3) エネルギーの節減				
③	オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	☐	—	☐
④	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないこと（照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等）を検討	☐	—	☐
⑤	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討	☐	—	☐
(4) 悪臭及び害虫の発生防止				
⑥	※肥料・飼料等の製造を行う場合 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	☐	☐	☐
(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分				
⑦	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐	—	☐
⑧	資源の再利用を検討	☐	—	☐
(6) 生物多様性への悪影響の防止				
⑨	※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合 生物多様性に配慮した事業実施に努める	☐	☐	☐
⑩	※特定事業場である場合 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	☐	☐	☐
(7) 環境関係法令の遵守等				
⑪	みどりの食料システム戦略の理解	☐	—	☐
⑫	関係法令の遵守	☐	—	☐
⑬	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める	☐	—	☐

⑭	※機械等を扱う事業者である場合 機械等の適切な整備と管理に努める	☐	☐	☐
⑮	正しい知識に基づく作業安全に努める	☐	—	☐

＜報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて＞

- ・本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました→ ☐

（注１）申請時は、上表に記載された取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェック欄の申請時の欄にチェックしてください。※が記載されている項目では、実施する事業で該当しない場合、該当しない旨にチェックすることができます。

なお、すべての項目においてチェックを入れる必要があります。

（注２）報告時は、（注１）に加えて、上表に記載された取組について、事業実施期間中に実施した旨をチェック欄の報告時の欄にチェックしてください。申請時に、該当しない旨にチェックした取組については、チェックは不要です。